

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第12号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、職員の期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行うため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年9月30日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間について、育児休業の期間の除算の取扱いを見直し、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないようにするもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和4年10月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）</p>

報告第12号

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

次のとおり、堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和4年9月30日に教育長において臨時に代理したので、報告する。

令和4年10月17日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井 明彦

## 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間（期末手当基準日以前6か月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては当該承認が効力を失った日又は当該承認が取り消された日とする。）までの期間をいう。以下この号において同じ。）の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合にあつては、それぞれの期間を合算した期間とする。）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合にあつては、それぞれの期間を合算した期間とする。）が1か月以下である育児休業

第15条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（第4条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（期末手当基準日以前6か月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては当該承認が効力を失った日又は当該承認が取り消された日とする。）までの期間をいい、当該期間が2以上ある場合は、それぞれの期間を合算した期間とする。第15条第2項第2号において同じ。）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間（期末手当基準日以前6か月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあつては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあつては当該承認が効力を失</u></p>

(3)～(8)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第15条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員  
(当該育児休業の承認に係る期間が1か月以下である職員を除く。)  
として在職した期間

(3)～(14) (略)

3 (略)

った日又は当該承認が取り消された日とする。)までの期間をいう。  
以下この号において同じ。)の全部が子の出生の日から育児休業条  
例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児  
休業の承認に係る期間(当該期間が2以上ある場合にあつては、そ  
れぞれの期間を合算した期間とする。)が1か月以下である育児休  
業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児  
休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児  
休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上  
ある場合にあつては、それぞれの期間を合算した期間とする。)が  
1か月以下である育児休業

(3)～(8) (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第15条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業(第4条第2項第  
2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在  
職した期間

(3)～(14) (略)

3 (略)

# 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

## 育児休業の取得例

